学谷 亮

はじめに

1921 (大正10) 年から 1927 (昭和2) 年までの間駐日フランス大使を務めたポール・クローデル Paul Claudel (1868-1955) は、当時すでに詩人・劇作家として確固たる地位を築いており、日本では「詩人大使」と呼ばれ親しまれた。これまでの日仏外交史研究において、クローデルは文化外交の第一人者として位置づけられる傾向にあったが (1)、それ以外の、とりわけ経済・通商分野での業績も数多く、近年、そうした側面にも光が当てられつつある (2)。20 世紀初頭の段階では、フランス極東政策の第一目的は中国にあったが、日清戦争と日露戦争での日本の相次ぐ勝利を受け、フランスは次第に中国重点政策から日本重点政策への転換を進めていった (3)。そして、辛亥革命から第一次世界大戦にかけての時期に日本が中国での経済的・軍事的影響力を急速に拡大するに伴い、日本はフランスにとってアジア・太平洋で最も重要な「同盟国」となった (4)。長く中国に滞在した経験をもつアジア通であったクローデルが第一次世界大戦後に駐日大使に抜擢されたのは、その意味でまさに切り札的人事だった (5)。

駐日大使在任中、クローデルがどのような案件に関わっていたのかを具体的に知るために必要不可欠な史料が、フランス外務省の史料館に保管されている文書群、とりわけ彼が東京から本国外務省へと送信した「公信 (dépêche)」と「公電 (télégramme)」である。そのうち特に重要なものは、外交書簡集というかたちですでに出版されている ⁽⁶⁾。しかし、そこにほとんど収録されていないにも拘わらず、駐日大使クローデルの仕事を考える上できわめて重要な意味をもつのが、中国問題に関する文書である。

クローデルの日本赴任に先立つ1913年、フランスは、中国興業銀行 (Banque Industrielle de Chine)を創立した。「フランス資本の一般的利益の代弁者」として、「在中国フランス人と中国人民の私的利益を助長する便利で強力な金融機関のサービス」を提供する役割を担った同行の創立により、フランスは中国市場への参入を本格化させた (*)。しかし、第一次世界大戦後の経済恐慌に経営上の過失が重なり、1920年ごろには同行の経営は危機的状態に陥る (*)。これによって、「極東におけるフランスの国際的影響力の脆弱化した実態」が露呈した (*)。さらに、中国市場進出の困難が浮き彫りになると同時に、「ナショナルなレヴェルで政治軍事的に保護された最も安全で有利な投資市場としてのインドシナ植民地」 (10)の価値が再認識されるようになる。こうした事情から、駐日大使としてのクローデルに期待されていたのは、インドシナ植民地という切り札を上手く使いながら日仏関係を構築し (11)、極東におけるフランスの影響力を増すことであったと考えられる。したがって、クローデ

ルの対日政策は、フランスが中国において経験したばかりの手痛い失敗を十分に踏まえた ものでなくてはならなかった。そのため、フランスが対日外交を進めるにあたり、中国の 状況を引き続き注視する必要があったことは、想像に難くない。

川島真が指摘するように、近代の日仏関係を考える上で、「中国という国際政治の焦点における日仏関係、あるいは日仏中関係、そして日仏以外の諸列強との関係」や「仏領インドシナと台湾総督府、あるいは華南と仏領インドシナで形成されるフランスの勢力圏と日本「帝国」との複合的な関係」はきわめて重要な意味をもつ(12)。しかし、戦間期の日中関係に対するフランスの立場については、これまでほとんど論じられてこなかった。戦間期に駐日フランス大使を務めた人物の中でも、クローデルについては他と比べて例外的に多くの事実が明らかになっているが、彼の日本での言動を網羅的に調査した先行研究においても、日中関係に関する事項は不完全なものにとどまっている(13)。そのため、駐日大使クローデルが中国をどのように捉えていたかを一次史料に基づいて明らかにすることは、第一次世界大戦後のフランスの対日外交を理解する上で、きわめて有益であると考えられる。筆者は以前、クローデルの滞日前半期にあたる1921年から1925年までの時期に、彼が中国についてどのような言説を残しているかをフランス外務省所蔵の史料に基づき辿った(14)。しかし、同時代の国際関係の中での位置づけをより詳細に行うと同時に、1925年に休暇のため一旦日本を離れた後、再度来日して大使の任に就いていた1926年から1927年にかけての言説も検討の対象に含める必要性を感じ、改めて筆をとった次第である。

本稿は、クローデルが1921年から1927年の間に東京から本国外務省に送信した「公信」および「公電」のうち、中国および日中関係に関する文書を同時代の日中関係および国際関係の歴史的文脈の中で検討することにより、彼が事態の変化に柔軟に対応しながらも一貫した対中政策の方針をもっていたことを明らかにする。まず、1921年のワシントン会議から1923年の臨城事件までの時期における、中国の国際共同管理論に対するクローデルの見解について論ずる。次に、1924年の第二次奉直戦争に際し、列強合同での停戦勧告をクローデルが強く主張した理由を考察する。最後に、第二次奉直戦争後から1927年の離日までの時期を対象とし、同時期にヨーロッパで構築された安全保障体制をモデルとする、極東の平和維持構想を分析する。

1. ワシントン会議

クローデルの日本到着に先立つこと数日,1921年11月12日にワシントン会議が開幕した。その議事録によると、極東問題討議の場となった太平洋・極東問題総委員会の第二回会合(11月19日)において、フランス全権のアリスティード・ブリアン Aristide Briand (1862-1932)は「中国とは何でしょうか?」という問いを発した(15)。ブリアンはこれに先立って、「中国の領土保全(intégrité territoriale)の原則について、フランスは全面的に

これを受け入れますが、これはまず中国の国境がどこなのかを確定してはじめて意味をもつのです」と発言しているが (16)、これらの発言は、「領域すら確定できない地域は、文明国標準に達していないものとみなされ」ていた当時、中国が「他国の内政干渉を拒絶することが認められている」主権を有する国家ではないのではないかという疑問、ひいては、「中国を文明国として扱ってよいのか」という疑問を呈するものであった (17)。

その際、「中国本土 (la Chine proprement dite) に関する決議文 (résolution)」 (18) の起草を依頼されたアメリカ全権のエリフ・ルート Elihu Root (1845-1937) は、11月21日の第三回会合において、後に「ルート四原則」と呼ばれることになる案の原案を提示した。しかし、第二回会合でブリアンが問題にした「中国の国境」に関する議論は意図的に避けられ、「中国」という主語が依然明確な定義を伴わないままに用いられている。「ルート四原則」では、中国の主権や独立を尊重し、政府の樹立と維持の機会を与えることが謳われる一方、列強の既得権益を維持することが表明されたという点で (19)、「アメリカの外交的原則を日本の特殊権益論との共存を可能にすべく修正したものであり、現状維持的性格の強いもの」 (20) であった。

ルート路線はアメリカ側の総意というわけではなく、国務長官のチャールズ・エヴァンズ・ヒューズ Charles Evans Hughes(1862-1948)は、既得権益をも門戸開放原則の対象として審議するという、日本に対してより妥協の少ない案(ヒューズ案)を出した $^{(21)}$ 。しかし、1922年2月6日に可決された九ヵ国条約では、第三条において中国における門戸開放と機会均等が規定されてはいるものの、第一条ではルート四原則が採用されており、各国の既得権益に変更を求めるまでにはなっていない $^{(22)}$ 。したがって、結局のところ、ワシントン体制は「東アジア・太平洋における植民地主義体制の再編成」 $^{(23)}$ に過ぎなかったのである。

クローデルは、1922年1月11日付の公信第40号において、ワシントン会議の成果が 日中関係にもたらす影響を次のように分析している。

(前略) ワシントン会議は、一般的かつ確定的ないくつかの原則を、理論上再確認する (réaffirmation platonique) 以外の成果をもたらなさないだろうと予想できます。中国 の現状は、日本人にとってあまりにも有利にはたらいています。 フランスとイギリス によってその基礎が築かれ、大国としての役割を担った日本の勃興によって予期せず も完璧に実行されるに至った体制 (régime) に代わるものとして、中国が提示できるも のは混乱 (chaos) しかありません。そのことを、日本人は何の苦労もなく証明してみせることができます。 (24)

この文書が書かれた時点ではヒューズ案はまだ提出されていないため⁽⁵⁾, クローデルは 現状維持的性格の強いルート四原則の内容に従って議論していると思われる。そして、す でに確認したように、ここでの予想は約1ヵ月後に現実のものとなった。また、後半の記述は、クローデルの中国観を知る上できわめて重要である。彼は、中国が国家の体をなしていないのではないかという、ブリアンと同じ疑いをもっていた。「中国が提示できるものは混乱しかない」という皮肉めいた一節には、袁世凱(1859-1916)の死去以降軍閥同士の政権争いが絶えず、きわめて混乱した状態にあった中国では、列強主導によって構築された戦後国際秩序を覆すことなど到底不可能であるという見解が含意されている。このことは、前年に書かれた公信第143号に読まれる「中国が目下陥っている崩壊状態(décomposition)」「中国はもはや統一されていない(la Chine n'est plus unie)」といった記述からも裏付けられる (25)。

2. 中国国際共同管理論の浮上

この公信第143号では、列強による中国の国際共同管理の必要性にも言及されている。

もし中国が独立を守ることを本心から望み、文明国 (Puissance civilisée) としての地位を獲得したいと望むのならば、日本から身を守り、自らにとって不可欠の国家形成を行う長い期間安全を保つためには、国際管理 (contrôle international) の考え方を受け入れるほかにないということに納得するでしょう。 (27)

酒井一臣によると、中国の国際共同管理論とは、「中国を全般的もしくは部分的に、権益を有する諸国が共同で管理して中国に安定した政権ができるのを援助するという発想」であり、「表面的には中国支援を目的とした共同管理により、既得権益にかかわり続けることができるうえに、日本も組み入れてその動きを抑制することもできるため、列国には原則と実益の間を調整するには格好の方策であった」という⁽²⁸⁾。つまりこの発想は、中国の「主権の尊重や領土保全」という建て前と、「勢力圏の維持と分割の現状維持」という本音とが表裏一体になっていたのである⁽²⁹⁾。

クローデルも、「隣国からの吸収の動きに対抗できるだけの物質的および精神的な力を中国に与えること」の必要性を説いたり (30)、「フランスは、併合 (annexion) や自己本位の支配 (domination égoïste) を考えることなく、その地域 (引用者註:当時フランスが租借していた広州湾をはじめとする中国南部)の再編成のために働かなくてはなりません」 (31) と述べるなど、建て前上は中国の独立維持や文明化への協力を掲げている。しかし、次の一節からも明らかであるように、日本がすでに有している満蒙利権については現状維持されるべきであるという立場をとっている。

満洲において、日本は法律上ほとんど難攻不落のようなものです。山東では、たとえ

どんな協定が結ばれようとも、この地方において価値のあるすべてのものを日本人が 所有し続け、あれやこれやの名目で鉱山や鉄道の管理統制をし続けることにおそらく 変わりはないでしょう。(中略)日本が自発的にこの特権的な地位を手放すことは絶対 にないでしょうし、力ずくでそうさせようとすれば、大変な紛争になります。⁽²²⁾

日本が満蒙利権を手放す可能性がない以上、無理に満洲から日本を引きはがそうとするとかえって新しい争いを生じさせるだけであるというのがクローデルの考え方である。中国の国際共同管理は、日本以外の列強にとっては現状維持によって既得権益に関わり続けると同時に、日本の動きをある程度抑制できるという点において有効な策であった。また、共同管理のためには一時的にではあれ、列強諸国に主権が移譲される必要があったため、「中国がいまだ近代的国家ではないので、原則の即時適用は不可能で、文明国により指導すべきであるという論理が持ち出された」ことを考慮すると⁽³³⁾、クローデルが、中国が近代的国家であることを否定した上で国際共同管理の必要性を認めたのは、外交戦略上ごく自然なことだったのである。

3. 中国国際共同管理論の再燃

袁世凱の死後に後継者争いを展開した段祺瑞 (1865-1936) と馮国璋 (1859-1919) は、それぞれ安徽派と直隷派を代表していた。中国東北部に勢力圏をもっていた奉天派の張作霖 (1875-1928) と結んだ直隷派は、1920年に安徽派を倒して北京政府を掌握した(安直戦争) (34)。1922年には、吳佩孚 (1874-1939) 率いる直隷派と奉天派との間に争いが勃発した。これは第一次奉直戦争と呼ばれ、開戦後間もなくして直隷派が勝利する。この戦争に際し、高橋是清 (1854-1936) 内閣の外相内田康哉 (1865-1936) は、内政不干渉の方針を貫き、ワシントン会議の精神を尊重した (35)。

その翌年、1923年は、「中国の民族運動と帝国主義・軍閥勢力との矛盾がきわめて激しい形をとってあらわれた年」であった (36)。2月には中国国会が二十一ヵ条要求の廃棄を決議し、各地で排日運動が展開されていた (37)。この年の5月6日に起こったのが臨城事件である。浦口から天津へと向かう津浦鉄道第二特急が、山東省の臨城付近で孫美瑶 (1898-1923)率いる匪賊の集団に襲撃され、十数人の外国人捕虜が一ヶ月余りの期間拘束された (38)。クローデルは、5月11日付の公信第88号と、6月21日付の公信第117号で臨城事件に言及している。

先日,中国山東省の鉄道で発生した略奪行為は、およそ20人の外国人が拉致され暴力を受けることになりましたが、これは間違いなく、これ以上ないほどに日本の意にかなったことです。この惨めな国 (ce triste pays. 引用者註:中国を指す) は、自分たち

の力によってある程度の秩序 (ordre) と安全 (sécrutié) を維持し、きわめて重要な仕事が滞りなく行われるようにするだけの能力をもっていないという理屈を日本は唱えていますが、今回の一件ほどそれをよく裏付けるものはありませんでした。 (39)

この事件により、日本がパリとワシントンで絶えず主張してきた説が明白な仕方で正当化されました。その説とは、お隣の共和制国家で行われた変革は見かけだけのものであり、国土のどこにおいても住民を服従させるだけの実質を伴った権力を有する国家として、他国に認めてもらうことができないというものです。中国と呼ばれているものは、幾人かのごろつきの親分たちの野望がぶつかり合う戦場でしかないということを認めなくてはなりません。⁽⁴⁰⁾

現地に滞在する外国人が巻き込まれた臨城事件は、中国が国内の秩序や安全を維持するだけの能力を欠き、それゆえ国家の体をなしていないという、ワシントン会議の頃からの列強の主張の正当性を、皮肉にも中国が自ら強めてみせることになった。それゆえこの事件は、列強にとって対中姿勢を強硬化する格好の口実になったわけである。とりわけイギリスは、本国と中国にある英字系新聞を通じて中国政府非難のキャンペーンをはり、「中国の全鉄道を完全に帝国主義列強の支配下におくこと」を目的とする「鉄道警備局案」を主張するなど、積極的に動いた。これまで実現には至らなかった中国の国際共同管理を具体化しようとしたのである⁽⁴¹⁾。

臨城事件は、クローデルに対しても自らの中国に対する見立てが正しいものであることを再確認させた。彼もまた、こうした状況下では国際共同管理論の再燃が不可避であることを認めている。「フランスがインドシナにおいて、日本が朝鮮や満洲においてしたことをよく調べれば、アジアの一部の人民にとって、無政府状態(anarchie)の同義語としての自由は、最悪の惨事なのだと考えることができます」(42) という、植民地主義の全面的肯定と解釈されても仕方のない一文は、クローデルの考え方をよく表している。臨城事件は、まさしくこの「無政府状態」の表出なのであって、列強が何らかのかたちで介入し、場合によってはたとえ現地住民の「自由」を奪ってでも秩序を回復させるべきであるという論理がここでは展開されている。

しかし、クローデルとしては、イギリスが主導する国際共同管理論に諸手を挙げて賛成するわけにはいかなかった。ワシントン体制が建前上もたらした国際協調の精神を日本はこれまで尊重してきたが、臨城事件をきっかけとして路線の変更が起こったためである。イギリスが主張した中国の鉄道管理案に対し、日本は英米がそれを契機として中国への支配力を増大させるのではないかという危機感を露わにした。これをきっかけに、日本陸軍内において従来の内政不干渉方針修正の気運が擡頭した⁽³⁾。

クローデルは、国際共同管理論の実現を警戒する日本を前にしたフランスが取るべき立

場について、次のように述べている。

私の考えでは、中国において日本と同様にアングロ・サクソンの排他主義(exclusivisme)に脅かされているすべての国が、相互に一種の協調関係(entente)を備えていることが望ましいと思います。(中略)結局、「勢力圏(sphères d'influences)」という激しく非難されたかつての理論に立ち戻らない限り、この考えが真に実践的で実現可能なものとなることはないでしょう。とにかく、現在のところフランスが危惧しなければならないのは、明らかに実際の力量を上回って日本人が中国を侵略しようとする意欲を見せていることよりも、強力なアングロ・サクソンのコンソーシアムが無尽蔵の資力を伴って中国を開拓しようとしていることの方なのです。しかし、もし日本がフランスによる支持もしくは調停を確保したいと望んでいるのなら、大枚をはたく(ymettre le prix)よう日本に要求をすることが望ましいと思います。例えば、日本はすでに敵とみなしている人々からもっぱら物資を調達していますが、これをやめるさせること。そして、同盟(alliance)とは違った一種の政治的同調(synchronisme politique)と呼び得るものよりも、経済的協調(entente économique)の方が、上位を占めるように求めることです。(44)

ここでクローデルは、英米主導の国際共同管理論とは別の仕方によって中国におけるフランスの権益を確保しようとしている。彼が常に念頭に置いていたのは、四ヵ国条約成立に伴う日英同盟の破棄、そしてアメリカによる排日の動きであり (45)、そうした英米からの孤立に苛まれる日本にフランスが手を差し伸べることによって、極東におけるフランスの経済的利益を確保することであった (46)。

この種の外交手法は、15世紀イタリアに端を発し、19世紀の西ヨーロッパ諸国で確立された「旧外交 (Old Diplomacy)」に近いものであり、第一次世界大戦以降に出現した「新外交 (New Diplomacy)」とは一線を画しているように思われる (47)。千葉功は旧外交の特徴として、「二国間同盟・協商の積み重ねによる安全保障」「パワー・ポリティクス外交」を挙げているが (48)、クローデル自身が「勢力圏」という旧外交特有の概念を用いていることからもわかるように、クローデルが目指したのは日仏二国間の同盟関係に基づいて英米に対抗し、極東での安全保障を実現しようとするものであった (49)。臨城事件をきっかけとした中国の国際共同管理論の再燃と、それに伴って英米に対する日本の警戒心が増したという政治的状況は、クローデルにとって、極東におけるフランスの安全保障と権益確保のための格好の「道具」となったのだ。

4. 幣原外相の対中不干渉方針

1924年6月11日,第二次憲政擁護運動によって倒れた清浦至吾(1850-1942)内閣に代わり,加藤高明(1860-1926)内閣が成立した。加藤内閣で外務大臣に就任したのは,ワシントン会議において全権委員を務めた経験をもつ幣原喜重郎(1872-1951)である。幣原は,就任早々難局に立たされることになった。2年前の第一次奉直戦争に勝利した曹錕(1862-1938)と呉佩孚率いる直隷派が,段祺瑞,孫文(1866-1925)らと結んだ張作霖と再び衝突し,9月15日に第二次奉直戦争が開始される。それに先立って,直隷派江蘇系の斉燮元(1885-1946)と安徽派浙江系の盧永祥(1867-1933)の間で9月1日に江浙戦争が開始されているが,幣原は9月12日の閣議で「帝国トシテハ差当リ傍観ノ態度ヲ執」ること,すなわち不干渉の方針を確定した「⑤」。クローデルは,第二次奉直戦争勃発の翌日に公信第116号を本国外務省に送信しており,こうした日本の内政不干渉方針は,中国の「現状(statu quo)」が「斜面上で等加速度の法則に支配されている小石の現状」であること,すなわち,放置しておけば悪化の一途を辿る以外にない状態にあることを考慮していないと批判している「⑤」。第二次奉直戦争開始から一週間後,幣原は外務省アジア局長の出淵勝次(1878-1947)を通じ,「今回ノ内乱ニ対シテモ不干渉ノ方針ヲ執リ儼ニ公正ナル態度ヲ持シテ居ル次第テアル」という対中不干渉の方針を発表した「⑥」。

9月24日にクローデルは幣原と会談し、「列国二於テ人道上ノ見地ヨリ奉直双方二対シ 戦争中止ノ勧告ヲ為スノ必要アルヘク之カ為二ハ日本政府自ラ率先シ右共同勧告案ヲ列強 二提議セラレムコトヲ希望スル旨並二日本政府ヨリ此ノ提議アルニ於テハ仏国政府ハ欣然 支持ヲ与フヘキコト疑ヲ容レサル旨」を「私見」として幣原に伝えた。これを受けて幣原 は次のように返答した。

戦争ノ中止勧告案ニ付テハ予テ考量ヲ加ヘツツアルモ目下ノ情勢ニ際シ奉直孰レモ勝算歴然タルモノノ如ク吹聴セル折柄外国ヨリ右勧告アルトキハ其ノ動機如何ニ純潔ナリトモ孰レカノー方又ハ双方共ニ猜疑ノ念ヲ以テ之ヲ迎へ自己ニ不利ナル一種ノ干渉ナリトシテ之ニ反抗スルコトナシトセス事茲ニ至ラハ列国ハ計画ヲ抛棄スルカ然ラサレハ更ニ強圧ヲ支那ニ加フルノ外ナカルヘク前者ノ場合ニハ列国ニ取リテ支那ニ対スル威信ヲ失墜スルノ慮アリ又後者ノ場合ニハ仮令強圧其ノ効ヲ奏スルコトアリトスルモ不自然ニ成立セル平和ハ到底永続ヲ期スヘカラス遠カラス再ヒ危機ノ切迫ヲ見ルニ至ルヘシ従テ本件勧告ニ付テハ今暫ク時機ノ熟スルヲ待ツヲ適当ト思考ス

外国による勧告は奉直両陣営のどちらかあるいは両方から「干渉」として受け取られる 可能性があり、そうなった場合列強は勧告を放棄するか、より強い圧力を中国にかけるか のどちらかを選ぶことになる。前者の場合、列強は中国に対する威信が失われることを憂 慮し、後者の場合、仮にうまくいったとしてもそれは「不自然」に成立した平和であり、いずれ再び危機が起こるだろう。だから、今のところは勧告を出さずに様子を見たい、というのが幣原の主張である。クローデルは、この返答を受けてさらに食い下がり、「追テ勧告カ失敗ニアルトモ支那ノ時局ハ之カ為今日ヨリモー層険悪ヲ加フルモノト謂フヘカラス」「支那ニ対スル若干ノ不面目ノ如キハ他ノー方ニ於テ世界ノ公論ヨリ受クヘキ同情的認識ニ顧ミ深ク意ニ介スルニ足ラサルヘシ」と反論しているが、幣原は「支那人ノ誤解ト憤懣トヲ招クノ慮アル以上尚篤ト慎重ナル用意ヲ要ス」として譲らず、会談は終了した「53」。9月27日付の公信第121号には、この会談の様子が記されている。

幣原外相からは、「様子を見る(Wait and see)」という答えが繰り返し発せられるだけでした。列強諸国が和平と停戦のための宣言を即座に出すことの論拠を私が主張したのに対し、幣原外相はそれを大変興味深く聞いていたように思われました。彼は、とりわけ満洲については、現地の治安を保つのがしだいに難しくなり、ひたすら繰り返され続ける略奪行為に日本人が巻き込まれているとして、私の主張が適切であると認めました。(中略)しかし、北京政府はいかなる調停も受け入れないという意向を強く打ち出しているのだと幣原外相は明言しました。それ以来、彼は好機を待つ以外に何もしようとは考えていないのです。——このような外交上の態度は、川を渡るのに川の水が流れ終わるのを待った哲学者と同じものだとあやうく指摘してしまうところでした。「54)

そもそも幣原は、外相に就任して間もない7月1日の議会演説において侵略や領土拡張を明確に否定すると同時に (55), 「支那の内政上の事柄に就いては我々の干与すべき限りではありませぬ」と、対中不干渉の方針を宣明している (56)。幣原としてはあくまでもその方針を貫徹したわけだが、クローデルは列強諸国が合同して停戦に向けた勧告を発するべきであると主張した。この会談において、クローデルと幣原の方向性の違いが明確になったのである。

その後幣原は、10月11日に直隷派と奉天軍に対して警告(覚書)を発するよう、駐北京公使の芳沢謙吉(1874-1965)に訓令した ⁶⁷⁷。安直戦争や第一次奉直戦争の際にこの種の警告が出されなかったことに鑑みると、これは従来の路線からの修正を意味するものであると伊香俊哉は指摘しているが ⁶⁸⁹、クローデル自身はこの警告発令に対してきわめて冷淡であった。出淵勝次の日記および外務省記録によると、クローデルは同日に外務省に赴いてこの警告の訳文を受け取り、説明を受けている ⁶⁹⁹。その翌日付の公信第134号に読まれる、「張作霖が勝利し、また冬が近づいているおかげで満洲で野戦が行われる危険が遠のいた今になってこの覚書を出したのは、いささか遅かったようです」 ⁶⁰⁰という一節は、まさしく「川を渡るのに川の水が流れ終わるのを待った」幣原に対する皮肉でしかない。

クローデルが日本の不干渉方針に対してここまで激しい反対の意思を見せたのはなぜだったのか。クローデルは、1924年5月6日付のアレクシス・レジェ宛私信において、「中国北部においてフランスは具体的な戦力を全く有していませんから、主に財政面でわれわれの利益を守るには日本と協調するしかないということは明白です」と前置きした上で、フランスが日本の満蒙権益維持に力を貸すことには、次のような利点があると述べている。日本の関心を満洲に集中させてフランスの租借地である広州湾に手出しさせないようにすること、フランスも同盟国として満蒙権益を享受できること、フランスの敵国であるロシアの関心を中国から逸らすこと、の三つである (61)。このことを考慮すると、クローデルが憂慮していたのは、内戦によって中国国内のパワー・バランスが崩れ、それによって間接的にフランスの利益が損害を受けることであったと考えられる。日本の外務省内でも、芳沢謙吉や奉天総領事の船津辰一郎 (1873-1947) が、満蒙権益保護の観点から見て停戦警告を出すべきであると幣原に進言している (62)。

しかし、中国に対する考え方は、幣原とクローデルの間で決定的な違いがあった。これまで見てきたように、中国に対するクローデルの評価は総じて低いものであった。先に引用した芳沢宛の幣原の電報に読まれる、「支那ニ対スル若干ノ不面目ノ如キハ他ノー方ニ於テ世界ノ公論ヨリ受クへキ同情的認識ニ顧ミ深ク意ニ介スルニ足ラサルへシ」というクローデルの発言が、そのことを雄弁に物語っている。他方で、臼井勝美が指摘するように、幣原の徹底した対中不干渉主義は、「中国に対する他国意識」に基づくものであった (63)。中国を自立した一つの国と見るか、それとも中国は国の体をなしていないと捉えるか。両者のこうした認識のずれが、第二次奉直戦争に際しての意見の相違を招いたのである。

5. クローデルの方針転換

第二次奉直戦争の開始と同時に、クローデルは「中国は国家の体をなしているのか」という、ブリアンがワシントン会議で発した問いを再び受け止め、本国外務省宛の文書でさかんにこのことを問うようになった。というのも、彼は中国国内の混乱の原因を、中国が国家としての統一を欠いていることに求めたからである。

私の考えでは、中国の不幸の原因は、避けようのないものとなってしまった分断 (morcellement) ではなく、実際にこの広大な領域を分け合っている主権 (souverainetés) が一時的で、不確実で、不安定な性格をもっていることであります。中国とは一つの文明であって、一つの国家 (nation) ではないとはよく言ったものです。 (中略) 中国は、分化した有機体としての統一性 (unité de corps organique et différencié) をいまだ獲得していないのです。 (64)

ここでのクローデルの主張は、基本的にはこれまでと同一である。国家が国家たる要素 の一つである主権が、止むことのない内戦によっていまだ統一を見ず、それゆえ中国は近 代的な意味での国家と呼びうる状態に達していないということが強調されている。

クローデルは、9月27日付の公信第121号において、中国の統一は「いくらかの犠牲を 払ってでもなされるだけの価値がある」ものであることを認めつつも、現在の軍閥に中国 を統一するだけの能力はないとしている。すると、列強が介入して中国の統一を図るとい う方法、すなわち国際共同管理論が必然的に視野に入ってくるわけだが、クローデルは、 次のように反論する。

現実的には実現不可能である中国の完全な統一が、ヨーロッパにとってきわめて好ましいというのは、理論的なレベルにおいても確かなことでしょうか? おそらく、トルコやロシアの前例は中国にとって無駄ではなく、中国が新しく得た力を最初に行使するのは、条約を破り、債務を放棄するためでしょう。そうなったら、ヨーロッパは、アメリカは、そして日本は、「干渉せず(No intervention)」という決まり文句一つで何をするというのでしょうか?

クローデルの論調が変化していることは一目瞭然である。第二次奉直戦争以前は、日本 対英米コンソーシアムという明確な図式があり、クローデルはこの対立を活用しつつフラ ンスが日本の味方をすることで、日本に満蒙権益を維持させ、そこから様々な利益を引き 出そうとしていた。その場合、英米の介入が不可避である国際共同管理論は退ける必要が ある。しかし、中国の治安悪化を放置するわけにもいかず、不干渉方針を変えようとしな い幣原も当てにはできない。そこでクローデルは、日仏二国間のレベルで解決策を探るの ではなく、英米を巻き込むかたちで中国の治安を回復させる方向へと転換したのである。 クローデルが言及している「ロンドン会議」とは、1924年の7月から8月にかけてロンド ンで行われ、ドーズ案の正式採択に結実した会議を指しているが、これは仏独和解を進め、 翌年のロカルノ条約調印への第一歩となった (66)。ヨーロッパで構築されつつあった国際協調主義に基づく安全保障体制を極東にも適用させようという,数年後のクローデルの主張の萌芽がここに見られるのである。

10月12日付の公信第134号では、次のような指摘がなされている。

列強は、自分たちにとってきわめて有害な現状に対抗し、平和のために何らかの影響力を行使できないほどに無力なのでしょうか? 野心と欲望が渦巻くこの無秩序な状態においては、何と言っても、仲裁にあたる役目(élément modérateur)や調停にあたる役目(élément d'arbitrage)を取り決めることがいずれ必要になるでしょうが、列強間の根拠なき妬みだけが原因でそうすることができなくなっているのです。しかし列強は、自分たち全員が中国においてただ一つの共通の関心を抱いていることに容易く気がつくでしょう。その関心とは、平和の維持なのです。⁽⁶⁷⁾

ここでは、列強が根拠のない妬みを排除し、内戦の「仲裁」や「調停」にあたる役目を 決める必要性が主張されている。先に述べたように、クローデルが停戦を望むのは中国に おけるフランスの権益侵害を恐れるがゆえのことだと考えられ、彼の中国に対する見方は 依然として帝国主義者のそれであることに変わりはない。しかし、列強が協調し、各国共 通の利益たる中国の平和を維持すべきであるという考え方は、従来の「旧外交」的戦略と は異なっている。したがって、この第二次奉直戦争直後の時期に、極東におけるクローデ ルの外交戦略に方法上での変化を認めることができるだろう。

クローデルは、すでに9月23日付の公電第119号において、列強が対中干渉に及び腰である原因が、「互いに吹聴しあっている不安や警戒心、そして互いの考え方に対して抱いている先入観のせいで、列強が麻痺してしまっている」ことにあると分析していた。そして、「誰に対しても警戒心を抱かせることなく、すべてに対して親愛の情(sympathie)をもっているフランス」が中国の現状回復に向けたイニシアティヴをとるべきであると主張している「80。フランスこそが、「仲裁」や「調停」の役目を買って出るべきだとクローデルは考えたわけだが、より具体的な形で彼がこの計画について語るには、翌年のロカルノ条約調印を待たねばならなかった。

6. アジア版ロカルノ条約

クローデルは1925年1月に休暇のためいったん日本を離れ、1926年2月に再来日する。 クローデルの離日後まもなく、ブリアンが外相のポストに復帰し、それから間もなくして ある偉業を成し遂げた。10月5日、スイスのロカルノで行われたヨーロッパの安全保障問 題をめぐる協議で、ロカルノ条約と総称される7つの条約が合意に至り、12月1日に調印 されたのである。ブリアンはその立役者の一人であった。ヴェルサイユ条約に続く「第二の講和条約」であったロカルノ条約は、ウッドロウ・ウィルソン Woodrow Wilson (1856-1924) を代表とするアメリカを調停者とした前者とは異なり、ヨーロッパの戦争当事国であるフランスとドイツとの、積極的な協調に基づくものであった (69)。この条約により、地域的に限定された集団的安全保障体制が構築され、ヨーロッパの国際関係は一応の安定を見た (70)。クローデルは、1926 年 5 月 11 日付の公信第 102 号において、次のように述べている。

フランスは、これまでとは違った状況で、1907年にイギリスとロシアの間で務めた役割を、アングロ・サクソンの二大国と日本の間でもう一度務めるよう求められるでしょう。英米と日本の間で調停と和解をとりなし、太平洋においてもロカルノの精神の正当性を認めさせ、列強四ヵ国の間に見解と行動の統一をもたらすよう、ともかくも警戒心を和らげるよう力を尽くすでしょう。これは実現不可能なことではなく、中国の状況を全面的に好転させるための前提となる、また必要不可欠な条件なのです。⁽⁷⁾

1907年は英露協商締結の年であり、1894年締結の露仏同盟、1904年締結の英仏協商と合わせ、英仏露協商が成立した。言うまでもなくこれは「旧外交」的な二国間関係の積み重ねによる安全保障体制であるが、それから約20年が経過し、「これまでとは違った状況で」、すなわち多国間の協調によってフランスが再び調停役になる日が到来するだろうとクローデルは言う。中国国内の混乱した状況に直面したクローデルは、ロカルノ的国際協調主義を一つのモデルとして、中国の平和を回復させようと考えたのである。

1927年1月5日付のアレクシス・レジェ宛私信では、その計画の内実がより具体的に記述されている。

列強が求めているのはただ一つ、平和のみです。列強からすれば、各地域を誰が支配するのか、そして平和のためにどのような手段をとるかはあまり重要ではありません。列強が求めるのは、秩序、安定、そして通信と商業の自由のみなのです。

したがって、私は次のことを提案いたします。列強四ヵ国が連携し、3年間の停戦を要求し、必要がある場合には強制する (imposer) のです。

(中略) 停戦を破る指導者は、共通の敵として扱われ、罰則の処置が課されます。それは軍事的なものばかりでは必ずしもありません(封鎖、排斥、助成金打ち切り、戦略拠点の占領)。ジュネーヴで締結された罰則を弱めたようなものです。実際、中国の状況は、直接に暴力が行使されているという点を除けば、ヨーロッパの状況にかなり似ています。ブリアン氏は、アジア版ロカルノ条約(Locarno Asiatique)に率先して取り組むべきでしょう。(72)

クローデルの「アジア版ロカルノ条約」構想は、前年のブリアン宛公信ではあくまで「ロカルノの精神の正当性を認めさせ」るという理念のレベルにとどまっていた。しかし、このレジェ宛私信では、「秩序、安定、そして通信と商業の自由」という列強四ヵ国が共通して追求すべき目的が明示され、さらには停戦の要求ないし強制およびそれに伴う罰則規定が盛り込まれるかたちで、より具体的な提案へと発展していることがわかる。ロカルノ関連条約のうち、ドイツ、ベルギー、フランス、イギリス、イタリア間の条約の第四条では、ドイツとベルギーおよびドイツとフランス間の相互不可侵に対する違反があった場合、他のすべての条約締結国は、一定の条件が整えばただちに行動を起こして違反を受けた国を援助せねばならないと規定されている (33)。クローデルは、それを弱めたような罰則を違反者に対して課すことを考えていたようである。

「3年間」という具体的な停戦期間が定められていることからもわかるように、クローデルは「アジア版ロカルノ条約」を、あくまで停戦のための「局地的かつ暫定的な取り決め」と考えており、同時にそれは「列強四ヵ国が一致して、平和への意思と廉潔の保証を表明する」ためのものでもあった「44。したがって、クローデルが望んだのは一定期間の停戦によって中国内部での落ち着きが取り戻されることであり、即座に中国を統一させることは考えていなかった。もちろん、平和が継続することにより「新しい中国 (nouvelle Chine)」、すなわち政治的に統一された中国が到来するのをクローデルも期待していたが、ここではあくまでも治安回復こそが優先されるべきであった。列強は、そのための「仲介者 (courtier)」や「調停人 (intermédiaire)」の役割を担うべきだとクローデルは考えたのである「55。

このように、1924 年秋以降の幣原外相とクローデルの意見対立は、「英米」対「日仏」という図式に則ったそれまでのフランスの対日政策に見直しを迫ることになった。また、これとほぼ同時期に国際協調主義者として知られるブリアンがフランス外交の最前線に復帰したことも、クローデルの政策見直しに少なからず影響を与えたことだろう。こうしてクローデルは、自国の利益と他国の利益の共存を多国間協力に基づいて実現しようという「新外交的」要素を含んだ政策を志向するようになったわけであるが「66、彼が極東安全保障のモデルとしたロカルノ体制の出発点となったのは、「旧外交」と「新外交」を結びつけるという発想であった「770。したがって、クローデルの政策が「旧外交」から「新外交」へと明確に路線変更したというわけではなく「80、中国の治安回復という目的をより効果的に達成するために、多国間協力という新しい視点を従来の政策に付け加えたものと理解するべきであろう。先に引用した公信第102号では、「アングロ・サクソンの二大国と日本の間」をフランスが取り持つことによって、「太平洋においてもロカルノの精神の正当性を認めさせ」るとされており、ワシントン会議以後は「休眠状態」にあった1907年の日仏協約の存在が、そのための「有益な萌芽(germe)」になりうるだろうとクローデルは述べている「80。このことからも、「アジア版ロカルノ条約」の基礎となるのはあくまでも日仏両国間の協調

であると考えられていたことが裏付けられる。

おわりに

これまで見てきたように、クローデルの中国に対する考え方は、1924 年秋を境に大きく変化している。駐日大使としてのクローデルの活動は、ワシントン体制の幕開けとほぼ同時に開始されたと言っても過言ではないが、国際協調を表看板に掲げつつも実際は現状維持にとどまることを選択した列強の動きに、クローデル自身も追随することになった。彼が中国の国際共同管理の必要性を認めたのも、ワシントン体制下の極東では日本に満蒙権益を維持させることがフランスにとって得策であると考えたからである。そうした日仏協調路線は、当時日本と疎遠になりつつあった英米との対抗を不可避的に伴うようになっていた。結果としてそれは、「旧外交」に特有のパワー・ポリティクス的思考によってこの時期のクローデル外交が特徴づけられることにつながった。

しかし、1924年秋に起こった第二次奉直戦争に際し、対中不干渉の方針を頑として曲げない幣原外相に業を煮やしたクローデルは、中国の治安回復のために、これまでと別の方法を模索せざるを得なくなった。外務省に復帰したブリアンが1925年にロカルノ条約調印にこぎつけ、ヨーロッパにおける安全保障体制を構築すると、クローデルはこのロカルノ体制を極東において応用しようと考え、中国において特に権益を享受している列強四ヵ国が協調して内戦を止めさせようとした。あくまで日仏協調を基礎としつつも、そこに多国間外交を接ぎ木し、問題の解決を図ったのである。

そこから浮かび上がってくるのは、フランスの外交戦略における日本と中国の密接な関係性である。すでに述べたように、クローデルに期待された任務はあくまでも日仏協調の確立にあったが、フランスはその先に — かつて失敗に終わった — 中国への経済的進出を見通していたのである。しかし、中国に関するクローデルの提言は、当時の日本からはあまり真剣に受け取られず、大局的に見れば、彼の構想した日仏協調は十分に実現されたとは言い難い⁽⁸⁰⁾。とはいえ興味深いことに、中国への不信と日本への信頼というクローデルの基本的な見解は、彼の離日後もフランスの極東政策の方向付けに少なからぬ影響を与え続け⁽⁸¹⁾、フランス外交は日本の対中政策を一貫して容認し続けることになる⁽⁸²⁾。クローデルがわずか数年のうちに得た見識が、なぜその後のフランス極東政策の路線を決定づけるほどのインパクトをもって受け取られたのかについては、今後解明が望まれる。

[注]

- * 日本語文献における漢字の旧字体は、引用に際し新字体に改めた。
- * 引用文の日本語訳における傍点は、原文自体の強調(斜体)を示す。
- * 本研究は、日本学術振興会特別研究員奨励費による援助を受けている。

- (1) 中條忍「ポール・クローデルと日仏会館設立をめぐって」『日仏文化』第66号,2001年3月,5-25頁。濱口學「駐日フランス大使ポール・クローデルのベルリン赴任問題の背景 植民地開発構想と戦後経済復興」『国際法外交雑誌』第103巻4号,2005年1月,621-651頁。濱口學「ポール・クローデルの対日外交における「文化的武器」」『國學院大学紀要』第48号,2010年2月,141-169頁。
- (2) 濱口學「クローデルと日仏通商条約改締交渉 (7)」『國學院法学』第51巻1号, 2013年7月, 101-144頁。
- (3) 篠永宣孝「駐日フランス大使ポール・クローデルとフランスの対日政策 (1)」『大東文化大学経済論集』第94号, 2010年3月, 104頁。
- (4) 同上, 108 頁。
- (5) 篠永宣孝「駐日フランス大使ポール・クローデルとフランスの対日政策 (2)」『大東文化大学経済論集』第95号, 2010年7月, 103-104頁。
- (6) Paul Claudel, Correspondance diplomatique: Tokyo 1921-1927, textes choisis, présentés et annotés par Lucile Garbagnati, Paris: Gallimard, 1995.
- (7) 篠永宣孝「ベルトロ兄弟と中国興業銀行の創立 中国に於けるフランス帝国主義の一考察」 『社会経済史学』第55巻第3号,1989年9月,272頁。
- (8) 詳しい経緯については、以下の論攷を参照のこと。篠永宣孝「1920 年恐慌と中国興業銀行の危機」『東洋研究』第195号、大東文化大学東洋研究所、2015年1月、49-76頁。
- (9) 濱口學「第七次ブリアン内閣の極東政策 (二)」『國學院法學』第 24 巻第 2 号, 1986 年 10 月, 25 頁。
- (10) 濱口學「第七次ブリアン内閣の極東政策 (三)」『國學院法學』第 24 巻第 4 号, 1987 年 3 月, 52 頁。
- (11) 当時,日本とインドシナは関税をめぐる問題を抱えており、クローデルは駐日大使着任後、この関税問題の解決に奔走することとなる。学谷亮「駐日フランス大使ポール・クローデルと仏領インドシナ」(『アジア地域文化研究』第10号、2014年3月、2-8頁)を参照。
- (12) 川島真「第一次大戦後の中国と日仏関係 ワシントン体制と仏領インドシナめぐる」『日仏 文化』第83号, 2014年1月, 31頁。
- (13) 中条忍監修/大出敦・篠永宣孝・根岸徹郎編集『日本におけるポール・クローデル クローデルの滞日年譜』クレス出版,2010年12月。Shinobu Chujo, Chronologie de Paul Claudel au Japon, Paris: Honoré Champion, 2012. なお、これらの年譜において日中関係に関する事項が不完全であるのは、フランス外務省所蔵史料のうち、「中国 (Chine)」の項目に分類された史料が使用されていないという事情に由来するものと思われる。Claudel, op. cit. についても同様である。
- (14) 学谷亮「ポール・クローデルの対日政策における中国の位置づけ (1921-1925)」『仏蘭西学研究』第41号, 2015年6月, 15-26頁。
- (15) Conférence de la limitation des armements, Washington, 12 novembre 1921-6 février 1922,Washington: G. P. O., 1922, p. 883.
- (16) Ibid., p. 877.

- (17) 酒井一臣『近代日本外交とアジア太平洋秩序』昭和堂,2009年3月,160-161頁。なお,酒井によると「文明国標準」とは国際法学の用語で、「基本的権利をとくに外国人にたいして保障すること」「効率的な国家運営と自衛のできる政治機構をもっていること」「戦時を含め、国際法を受け入れ、かついかなる法域においても公正さが保障された国内法制度をもっていること」「つねに適切な外交手段を行使することによって、国際システムでの責務を果たすこと」「殉死・一夫多妻・隷属など文明的ではない慣習を捨て、文明国が受け入れている規範や慣行に従うこと」の五つの要件を以て「文明国標準」に達しているかどうかが判断される。同上、4頁。
- (18) Conférence de la limitation des armements, p. 883. その際ルートは、「中国本土と、中国が宗主権 (suzeraineté) を行使している領域とは区別して考えるのが望ましい」と発言した。「宗主権」概念をめぐる議論はきわめて入り組んだものであり、その本質を簡潔に示すことは筆者の力量を超えているが、次のような歴史的事実から、ここで「中国が宗主権を行使している領域」として想定されているのはチベットやモンゴルであると推測される。岡本隆司によると、チベットに中華民国政府の直接的支配が及ぶことを避けたいと考えたイギリスが、「チベットに民国政府とは別の「自治」政権が存在する」という意味で「宗主権」という概念を提示した。それに反発した民国政府は、「宗主権」の対概念として「主権」という概念を提示したが、露中宣言(1913年)でモンゴルに、シムラ会議(1914年)ではチベットに対し、「宗主権」を認めることになった。岡本隆司「「主権」の生成と「宗主権」―― 20世紀初頭の中国とチベット・モンゴル」、石川禎浩・狭間直樹編『近代東アジアにおける翻訳概念の展開』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告、京都大学人文科学研究所、2013年1月、194、204頁。なお、「宗主権」概念を多言語・多地域にまたがる広い視野のもとに論じたものとして、以下の論集がある。岡本隆司編『宗主権の世界史 東西アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会、2014年11月。
- (19) Conférence de la limitation des armements, p. 891. 『ワシントン会議極東問題』日本外交文書, 大正期第32冊, 外務省, 1976年3月, 56-58頁。
- (20) 服部龍二「ワシントン会議と極東問題 —— 1921-1922」『史学雑誌』第 108 編第 2 号, 1999 年 2 月, 164 頁。
- (21) 同上, 165 頁。
- (22) 同上, 166-167 頁。「中国二関スル九国条約」大正 11 年 2 月 6 日,『ワシントン会議』下,日本外交文書,大正期第 36 冊 / 2,外務省,1978 年 7 月,205-206,210-211 頁。
- (23) 斉藤孝『戦間期国際政治史』岩波全書,岩波書店,1978年5月,98頁。
- (24) Dépêche n° 40 (copie), de Claudel à Briand, Tokyo, 11 janvier 1922. Archives du Ministère des Affaires étrangères (AMAE), Centre des Archives diplomatiques de Nantes, Pékin/426bis. なお、この「体制」とは言うまでもなく列強による中国の帝国主義的支配体制のことであり、クローデルはその起源を、英仏連合軍と清国が衝突したアロー戦争に見出している。
- (25) ヒューズが門戸開放原則に関する決議案を提起したのは1月16日の会議においてである。
- (26) Dépêche n° 143, de Claudel à Briand, Tokyo, 28 novembre 1921. Claudel, *op. cit.*, pp. 85
- (27) Dépêche nº 143. *Ibid.*, p. 85.
- (28) 酒井, 注(17) 前掲書, 162-163頁。

- (29) 同上, 176 頁。
- (30) Dépêche n° 143. Claudel, op. cit., p. 85.
- (31) Dépêche nº 143. *Ibid.*, p. 87.
- (32) Dépêche nº 143. *Ibid.*, p. 86.
- (33) 酒井, 注(17) 前掲書, 163頁。
- (34) 川島真『中国近現代史② 近代国家への模索 1894-1925』岩波新書, 2010年12月, 205頁。
- (35) 服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』 有斐閣, 2001 年 10 月, 113 頁。
- (36) 明石岩雄『日中戦争についての歴史的考察』思文閣出版,2007年3月,106頁。
- (37) 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』吉川弘文館,2002年7月,135頁。
- (38) 明石, 注(36) 前掲書, 107頁。
- (39) Dépêche n° 88, de Claudel à Poincaré, Tokyo, 11 mai 1923. AMAE., Centre des Archives diplomatiques de La Courneuve, Chine/307.
- (40) Dépêche n° 117, de Claudel à Poincaré, Tokyo, 21 juin 1923. Claudel, *op. cit.*, pp. 191 -192.
- (41) 明石,注(36)前掲書,107-108頁。
- (42) Dépêche n° 88. AMAE., La Courneuve, Chine/307.
- (43) 伊香, 注(37) 前掲書, 136-138 頁。
- (44) Dépêche nº 117. AMAE., La Courneuve, Chine/262.
- (45) 「排日移民法」の通称で知られる新アメリカ移民法が成立したのは 1924 年のことであったが、 1920 年の時点でカリフォルニア州内で日本人の借地権を禁じる法律が成立していた。
- (46) 1923 年 10 月 25 日付の政務通商局書記アレクシス・レジェ Alexis Léger (1887-1975) 宛書簡を参照。「かつての日英同盟がイギリスから破棄通告を受けたこと,またシンガポール軍港化の提案によって鮮鋭になった,極東において構築されている一種の英米ブロックは、日本を大いに困惑させ、大きな不安に陥れています。(中略) 日本は、自らが恐ろしいほどに孤立して仲間外れになっていると感じており、イギリスという大きな保証人と手を切った今、世界情勢の中心において立場を失っていると感じています。現在の世界情勢は広大な東半球全体においてなお影響力をもっているのですが、そこで日本は、一種のロビンソン・クルーソーのように流刑に処せられているのです」。Lettre privée de P. Claudel à Alexis Léger、25 octobre 1923. Claudel, op. cit., pp. 208-209.
- (47) 「旧外交」や「新外交」は本来多義的なものであり、確固たる定義があるわけではない。しかし、両者間に大まかな方向性の違いが存在することは確かである。本稿では、千葉功の示す理解に従うことにする。千葉によると、「旧外交」の本質的な現象は、「①君主=政府による外交の独占、②秘密外交、③植民地主義、④二国間同盟・協商の積み重ねによる安全保障、⑤権力主義的な外交(パワー・ポリティクス外交)」である。千葉功『旧外交の形成——日本外交1900~1919』 勁草書房、2008 年 4 月、 ii 頁。また、「旧外交」の裏返しである「新外交」の本質的な現象は、「①外交の民主的統制(条約批准の際の議会承認)、②公開外交(全ての条約の国際連盟事務局への登録)、③民族自決権の承認(国際連盟による委任統治)、④集団的安全保障(国際連盟)、⑤国際協調主義外交」である。同上、465 頁。

- (48) 同上, ii 頁。
- (49) この点について、滞日期クローデルの外交書簡集の日本語訳に付された解説文に読まれる次のような指摘はきわめて興味深い。「第一次大戦後、フランスは巨額の賠償金をドイツに要求したり、ルール地方を占領するなど、対独強硬外交をとっていた。これは、アメリカの不信を招いたが、フランスとしてはドイツに対する安全保障を確実なものにしたいとの狙いがあった。(中略)クローデルの日本赴任のころは、一方で米ウィルソン大統領流の国際協調路線が世界に浸透するなかで、フランスは対独安全保障の確保という旧外交を展開していたのである」。波多野勝「解説 ―― 日本外交の孤独を見抜く」、ポール・クローデル/奈良道子訳『孤独な帝国 日本の1920年代 ―― ポール・クローデル外交書簡1921-27』草思社、1999年7月、442-443頁。
- (50) 閣議決定「江浙ノ戦局並ビニ満州ノ動静ニツキ差当リ傍観的態度ヲ持スル旨閣議決定ノ件」, 大正13年9月12日。『大正13年第2冊』日本外交文書,外務省,1981年3月,345-346頁。な お,同文書には「欄外注記」として「傍観ノ態度トアルハ不干渉ノ意味」と記されている。
- (51) Dépêche n° 116, de Claudel à Herriot, Tokyo, 16 septembre 1924. AMAE., La Courneuve, Chine/307.
- (52) 外務省公表第16号「中国時局ニ対シテ不干渉ノ方針ナル旨発表ノ件」, 大正13年9月22日。 注(50)前掲『大正13年第2冊』日本外交文書, 365-366頁。
- (53) 幣原外務大臣ョリ在中国芳沢公使宛(電報)第 597 号「駐日仏国大使ョリ日本ガ率先シ奉直戦中止ノ共同勧告案ヲ提議サレタキ旨私見申出ノ件」、大正 13 年 9 月 29 日。同上、379-380 頁。
- (54) Dépêche n° 121, de Claudel à Herriot, Tokyo, 27 septembre 1924. AMAE., La Courneuve, Chine/262. 以下,本稿での引用文中の強調はすべてクローデルによるものである。なお,クローデルが文書中で引いている喩えは、おそらくローマの詩人ホラティウス Quintus Horatius Flaccus (前 65-前 8) の『書簡詩』 Epistulae 第一巻二歌の一節を下敷きにしたものと思われる。「まともに生きるその時を/先に延ばしている人は、/川の流れが尽きるのを/じっと見ている農夫です。/川は渦巻き流れ去り/何時までたっても相変わらず/流れ続けることでしょう」。鈴木一郎訳『ホラティウス全集』玉川大学出版部、2001 年 12 月、555-556 頁。
- (55) 「第一に帝国の外交は我正当なる権利々益を擁護増進すると共に列国の正当なる権利々益は之を尊重し以て極東並太平洋方面の平和を確保し、延いては世界全般の平和を維持することを根本主義とするものであります。(中略) 我々は何等他国を犠牲として非理なる欲望を満さむとするものではありませぬ。又所謂侵略主義領土拡張政策と言ふが如き事実不可能なる迷想に依つて動かさるゝものではありませぬ」。「第四十九議会に於ける幣原外務大臣の外交演説」、幣原平和財団編『幣原喜重郎』幣原平和財団、1955年10月、263頁。
- (56) 同上, 266 頁。
- (57) 幣原外務大臣ヨリ在中国芳沢公使宛(電報)第 628 号(至急)「日本ノ満蒙ニ於ケル権利利益 ノ保全ニ関シ奉直両軍ニ個別ニ同一ノ声明ヲ発出スルニ決定ノ旨並ビニ日本ノ真意説明方訓令 ノ件」、大正13年10月11日。注(50)前掲『大正13年第2冊』日本外交文書,390-392頁。
- (58) 伊香, 注(37) 前掲書, 148頁。
- (59) 大正 13 年 10 月 11 日条。高橋勝浩翻刻・解題「出淵勝次日記」『国学院大学日本文化研究所紀 要』 第 85 号, 2000 年 3 月, 427 頁。 幣原外務大臣ヨリ在中国芳沢公使宛(電報)第 635 号「在

- 本邦英米仏伊四国代表ニ対シ我方ノ満蒙ノ利権保全ニ関スル覚書訳文ヲ手交シ我方ノ立場説明 ノ件」、大正13年10月11日。注(50)前掲『大正13年第2冊』日本外交文書、392-393頁。
- (60) Dépêche nº 134, de Claudel à Herriot, Tokyo, 12 octobre 1924. AMAE., La Courneuve, Chine/307.
- (61) Lettre privée de P. Claudel à Alexis Léger, 5 mai 1924. Claduel, op. cit., p. 264.
- (62) 在中国芳沢公使ョリ幣原外務大臣宛(電報)第 882 号(至急極秘)「呉佩孚ノ満州進出計画ニ対シ中国政府ニ警告方ニツキ請訓ノ件」、大正 13 年 9 月 23 日。注(50)前掲『大正 13 年第 2 冊』日本外交文書、366-369 頁。在奉天船津総領事ョリ幣原外務大臣宛(電報)第 337 号(極秘)「奉直双方ニ対シ武力ニ訴ウルヲ止メ平和的手段ニョリ解決ヲ図ルベキ旨警告発送方ニツキ卑見開陳ノ件」、大正 13 年 9 月 23 日。同上、369-370 頁。
- (63) 臼井勝美「中国革命と対中国政策」『岩波講座 日本歴史』第19巻(近代6),岩波書店,1976 年2月,34頁。
- (64) Dépêche nº 116. AMAE., La Courneuve, Chine/307.
- (65) Dépêche n° 121. AMAE., La Courneuve, Chine/262. なお,「督軍」とは,辛亥革命以後中国各省に置かれた軍政長官を意味する。
- (66) 大井孝『欧州の国際関係 1919-1946 フランス外交の視角から』たちばな出版, 2008 年7 月 150 頁
- (67) Dépêche nº 134, de Claudel à Herriot, Tokyo, 12 octobre 1924. AMAE., La Courneuve, Chine/307.
- (68) Télégramme nº 119, Tokyo, 23 septembre 1924. AMAE., La Courneuve, Chine/182.
- (69) 牧野雅彦『ロカルノ条約 ―― シュトレーゼマンとヨーロッパの再建』中公叢書,中央公論社, 2012 年 1 月,9 頁。
- (70) 斉藤, 注(23) 前掲書, 115頁。
- (71) Dépêche n° 102, de Claudel à Briand, Tokyo, 11 mai 1926. Claudel, *op. cit.*, pp. 348-349.
- (72) Lettre privée de P. Claudel à Alexis Léger, 5 janvier 1927. *Ibid*, p. 390. 並字の丸括弧内は原文自体の注記。当時レジェは、フランス外務省のアジア=オセアニア課長の職にあった (1925 年 10 月 31 日就任)。
- (73) 《 Traité entre l'Allemagne, la Belgique, la France, la Grande-Bretagne et l'Italie, fait à Locarno le 16 octobre 1925 》. http://www.wdl.org/fr/item/11586/2015年11月10日閲覧。
- (74) Lettre privée de P. Claudel à Alexis Léger, 5 janvier 1927. Claudel, op. cit., p. 391.
- (75) *Ibid.*
- (76) 国際連盟の創設に代表されるように、多国間外交 (multilateral diplomacy)、多国間主義 (multilateralism) は、「新外交」の重要な特徴の一つとみなされている。細谷雄一『外交 多 文明時代の対話と交渉』有斐閣、2007年12月、121頁。
- (77) 細谷雄一によると、ロカルノ条約は、「「ヨーロッパ協調」を実現するためには、「勢力均衡」 がその基礎として必要になる」という発想を前提としていた。これは、ウィルソンが提唱した平 和構想(「新外交」)に、「勢力均衡」という基礎(「旧外交」)を与えることに他ならない。細谷

- 雄一『国際秩序 —— 18 世紀ヨーロッパから 21 世紀アジアへ』中公新書, 2012 年 11 月, 212-213 頁。
- (78) ハロルド・ニコルソン Sir Harold Nicolson (1886-1968) が、「なるほど、17、8世紀の外交と今日の外交との間には、顕著な相違が存在することは事実である。だが、あたかも、その相違が当時が闇で今日が光であるといったくっきりした対照であるかのように論ずるのは、まちがいであろう」と注意を促すように、「新外交」出現の気運が到来したとされる第一次世界大戦後においても、「旧外交」的な要素は依然として残っていた。H. ニコルソン/斎藤眞・深谷満雄訳『外交』UP選書、東京大学出版会、1968年9月、50頁。
- (79) Dépêche n° 102. Claudel, op. cit., pp. 348-349.
- (80) 篠永宣孝は、その主たる原因を「日本側(外交・政財界)の伝統的対英米協調体制の堅持と日本政治(軍縮問題、中国・満洲問題など)における軍部の影響力や干渉の増大」であるとしている。篠永、注(5)前掲論文、115頁。
- (81) 一例を挙げると、1930 年代にジャン・モネ Jean Monnet (1888-1979) が中国政府の財政顧問を務めながら中国の金融近代化計画を作成していた際、駐北京代理公使アンリ・オップノ Henri Hoppenot (1891-1977) は、中国が近代国家の実態を備えていないと考え、モネ構想に対し懐疑的な立場を採った。また、当時のフランス外務省は、「フランス政府は日本に対抗する行動を中国でとっていると見えてはならない」という立場を国際連盟に対し表明していた。濱口學「フランス外務省政務通商局長レジェー 叙勲関連記録」『外交史料館報』第24号、2011年3月、112頁。濱口が根拠としている史料は、Note d'Asie-Océanie、Paris、29 Mai 1934、AMAE、La Courneuve、SDN (Societé des Nations) /2034 であるが、現物は閲覧できていない。
- (82) 濱口, 注 (81) 前掲論文, 109頁。